

令和3年1月8日
島根県防災部防災危機管理課
担当：茶山、太田
電話：0852-22-5885

第21回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

なお、会議の配布資料のうち資料5について、項目1に「滋賀県」の記載がありましたが、事実誤認がありましたので、資料5より滋賀県の記載を訂正（削除）します。

日 時：令和3年1月8日（金） 13:00～13:25

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、防災部次長、
関係課長 計23名

内 容：以下のとおり

1. 緊急事態宣言の発出について

（1）緊急事態宣言の発出について（防災危機管理課長）

緊急事態宣言の発出について説明 【資料1】

（2）県内の患者発生状況について

健康福祉部（健康福祉部長）

県内の感染者の状況等について説明 【資料2】

- ・県内では、昨日7日までに、計221人の感染が確認され、12月以降の1ヶ月間では73人の感染を確認している。
- ・感染者の多くは、保健所の疫学調査等により確認できたものであり、感染者数が増加する中でも、保健所を中心とした調査・検査が的確に対応できているものと考えている。
- ・資料1のグラフのとおり、11月中旬から年末年始にかけて、顕著な増加傾向が見られる。
- ・医療提供体制として、入院病床は速やかに患者の受入ができるよう、113床の即応病床を12月18日以降順次増やし、1月8日現在、151床を確保。本日（8日）10時時点での入院患者数は16人となっており、病床

使用率は、（確保病床全体では 6.3%）即応病床で 10.6%となっている。

- ・また、患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として 53 室を確保しており、入院等の受け入れに支障が生じないよう体制を整えている。
- ・今後とも、医療機関など関係者の協力をいただきながら、医療提供体制の確保や診療・検査体制の強化に努め、また、引き続き、積極的な調査、検査を行うとともに、県民の皆様へ 3 密の回避など基本的な感染対策の呼びかけを行っていく。

（3）県の対応等について（防災危機管理課長）

- ① 感染者の状況を踏まえた県の目安等について説明 【資料 3】
- ② 全国の感染状況について説明 【資料 4】
- ③ 島根県の対応を説明
- ④ 「島根県の対応（案）」 【資料 5】

3. 知事指示事項

昨日 1 月 7 日に、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県 の 1 都 3 県を対象とした緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針も変更されました。

このことを踏まえ、県民の皆様は、次のとおり要請します。

なお、要請期間は令和 3 年 2 月 7 日までとします。

（都道府県をまたぐ移動について）

1. 緊急事態措置の対象区域となる、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県との往来は控えてください。

また、北海道札幌市・旭川市、福島県福島市、茨城県、栃木県、群馬県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県広島市、長崎県長崎市、宮崎県などのように、都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断してください。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。

ただし、やむを得ない仕事や、就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はありません。

(基本的な感染症対策の徹底について)

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き
 - (1) 「3つの密」の回避
 - (2) 「人と人との距離の確保」
 - (3) 「マスクの着用」
 - (4) 「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染症対策に取り組むようお願いします。

(飲食店の利用について)

3. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、
 - (1) 「県外の方との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること
 - (2) 県外から帰省された方がおられるご家庭の方は、帰省者が戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
 - (3) 県外に帰省された方も、県内に戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
 - (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること
 - ② 県内でも、県外の方との利用を控えること

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

この他、先ほどの「島根県の対応」（案）で、お示しした

4. 冬場の換気の実施
5. 業種ごとのガイドライン遵守
6. イベント開催の目安
7. 接触確認アプリの活用
8. 事業所での接触低減の取組

についての対応をお願いいたします。

また、感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、重ねてお願いします。

県としましては、国や他の都道府県、市町村、医療機関などと緊密に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、地域経済の回復などに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。